

## 「地域公共交通会議」について

地域住民の移動手段を確保するため、地域の実情やニーズに応じたコミュニティバスの運行が求められている状況に柔軟に対応するため、平成18年10月に道路運送法が一部改正されました。

同法改正では、10人以下の車両による乗合バスや、デマンド運行(乗客からの要請(デマンド)に応じて経路や出発時刻を変化させる運行形態)など乗合運送形態の多様化に対応することから、地域で公共交通ネットワークを協議するためのしくみとして、「地域公共交通会議」が制度化されました。

「地域公共交通会議」は、市町村等が主宰し、地域住民、利用者、地方公共団体、地元のバス事業者、運転者の団体、九州運輸局などで構成され、地域の実情やニーズに応じた適切な「地域公共交通」の形態及び運行ルート、運行回数、運賃などを関係者が一同に会して議論し、合意形成を図っていくことを目的としています。

また、「地域公共交通会議」を立ち上げることによるメリットとしては、協議に伴って路線の新設・改廃等が認められた案件について、事業許可申請や廃止届出の処理期間が短縮されることや、乗合運送事業(4条バス)参入のために必要な最低車両数(5両+予備車1両)が弾力的に取り扱われることが挙げられます。

つまり、地域公共交通の見直しを考えている自治体に対して、手続きの簡略化・迅速化という特典を与える制度となっています。

九州における4月末の「地域公共交通会議」の設置状況は別表のとおりです。

各地域公共交通会議には、各運輸支局職員が委員として参加しています。